

農のかけ橋

2020.7



第128回通常総会（6月23日）

農業会議は、通常総会を開き令和元年度事業報告・決算の承認を行うとともに任期満了に伴う役員改選を行いました。



理事・監事名簿

会長	石山 章	(村上市農委会長)	
副会長	高橋 信昭	(長岡市農委会長)	
理事	古川 政繁	(上越市農委会長)	〔新任〕
〃	古田 常藏	(五泉市農委会長)	
〃	虎澤 栄三	(新潟市中央農委会長)	〔新任〕
〃	野崎 文夫	(三条市農委会長)	
〃	村山 隆義	(十日町市農委会長)	
〃	松尾 タカ子	(学識経験会員)	
〃	今井 長司	(J A 中央会代表理事会長)	
〃	五十嵐 孝	(県農業共済連会長理事)	
〃	安藤 稔	(J A 全農県本部長)	
〃	渡邊 仁	(県土地改良連専務理事)	
〃	栗山 三衛	(県農林公社業務執行理事)	
監事	小池 正則	(阿賀町農委会長)	〔新任〕
〃	涌井 直	(津南町農委会長)	〔新任〕
〃	渡邊 弘	(J A 全共連県本部長)	

(写真下段左から、古川副会長、高橋副会長、石山会長、涌井監事、小池監事、渡邊監事)

「人・農地プランの実質化」を進めよう！

一般社団法人新潟県農業会議 会長 石山 章



6月23日の通常総会に続き開催されました臨時理事会で、引き続き会長に選任されましたので、宜しくお願いいたします。

今年、これまでに経験したことのない新型コロナウイルスが、全世界で発生し国内では非常事態宣言が発令されるなど、社会・経済活動に甚大なる影響を及ぼしております。

最近では、緊急事態宣言解除後の第二波感染も危惧されており、新しい生活様式による感染拡大の防止と、社会経済活動の維持の両立が必要となっております。

国が3月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画では、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として、国民の生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と、食料安全保障を確立することとしております。

農業委員会組織へは、法人化の加速や、新規就農と定着化の促進など担い手の育成・確保、人・農地プランの実質化や農地中間管理機構のフル稼働などによる農地集積・集約化などで、大いに活動が期待される所あります。「人・農地プランの実質化」については、来年3月末までに、作成された県内815全てのプランの実質化に向けて取組みを進めることが喫緊の課題となっており、農業委員会だけではなく、市町村を中心に、農協、土地改良区など関係者が共通の認識をもって取り組むよう、日頃からの情報共有や連携が重要となります。

農業会議としましては、プランの実質化に向けた取組みなどがより円滑に行えるよう、各種研修会において、県内外の情報収集・発信など、県や関係団体と連携しつつ、全力で支援してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 地域別農業委員会会長会議（6月12・16日）



新型コロナウイルス感染拡大防止から、6月に当初1会場で開く予定であった農業委員会会長会議を2地区に分け開催しました。

会議では、人・農地プランの実質化から実行に向けた取り組み、改正農業委員会法5年後見直し等、農業委員会を取り巻く情勢と課題とともに、令和2年度の事業推進について協議を行いました。

令和2年度に重点的に取り組む課題

- 1 円滑な事業推進に向けた諸会議等の開催
- 2 「人・農地プランの実質化」に向けた取組の支援と農地利用の最適化の成果確保に向けた取組、並びに「目に見える農業委員会活動」の推進
- 3 法令審議の透明性確保と法令遵守の公正・公平な職務の遂行
- 4 農業・農村の現場の声を農政に反映して行く活動の推進
- 5 担い手の経営改善と新規就農者・人材確保に向けた支援対策の推進
- 6 農業者年金加入者の拡大対策等の推進
- 7 農業・農業者等に関する情報提供活動の強化



2 令和2年度農業者年金新規加入推進目標は、92人

農業会議・JA中央会・県受給者連盟は、本年度の加入推進活動基本方針を定め、市町村及びJAごとに新規加入目標を設定し通知を行いました。

新潟県の新規加入目標は、20歳から39歳の若い農業者を63人とし、女性の農業者は25人、全体の年間新規加入目標数については92人。加入推進活動は通年の活動であるが、11～2月を県内統一の加入推進強調月間として取組みます。

3 県内20委員会で新体制2期目がスタート、 新規委員研修は5会場で

改正法施行5年目に入り、本年度は改選期のピークを迎え8月まで20委員会で2期目がスタートします。

新たな委員が農地法や農業者年金基金法等の研修のため、新規農業委員・推進委員研修会を、感染予防対策から会場数を増やし、8月4日から県内5会場で開催します。

農業委員
農地利用最適化推進委員用
ポータルサイト

↑農業会議HPからアクセス可能です。

農業委員・推進委員のための農業者年金普及活動（9分）。「映像ライブラリー」他

令和版『よくわかる農政用語』キーワード1000（全農図書@2,000）は、研修会会場でもPR。

令和元年度 農業委員会活動記録簿 集計結果

令和2年3月 農のかけ橋 特集号

令和元年度の農地パトロール実施状況

新潟市西蒲区農業委員会
広大な農地をめぐらる



10年以上耕作放棄となっていた農地を、委員自らが重機を使って解消。住民の世情を担い手への集積へ。

出雲崎町農業委員会
後期農地パトロールにて遊休農地(未判定)の判断



5つの町(農業委員、農地利用最適化推進委員各一人ずつ)に分かれて、農地ナビや航空写真、公園を見ながら各委員の担当エリアの遊休農地等について調査を実施。

実施体制 ※複数回答

農地パトロールの実施体制を前期と後期と比較すると、後期では農業委員会のみでの実施が97%となり、前期の「関係機関・団体の協力あり」が非常に少なくなっています。

前期パトロールでは、「利用状況調査(農地パトロール)」を耕作放棄地全体調査と一体的に実施するとともに、昨年度の「利用意向調査」の調査と現地の状況を照合・確認しなければならなかったことから、関係機関等の協力を得て実施している農業委員会が約3割となっていました。

一方で、後期パトロールでは前期の補充調査の意味合いで「利用意向調査の実施」あるいは「新農地通知」発出の判断が求められ、さらには「農地中間管理機構」への協議の動き、「固定資産税の課税強化」にも密接に関連することから、農業委員会としての対応を決定するため、委員と事務局のみで実施した委員会が多くなっています。

〔前期〕



関係機関・団体の協力あり 29.4%
農業委員会のみ 67.6%
農家組合長等の協力 2.9%

〔後期〕



関係機関・団体の協力あり 3.0%
農業委員会のみ 97.0%

一般社団法人 新潟県農業会議

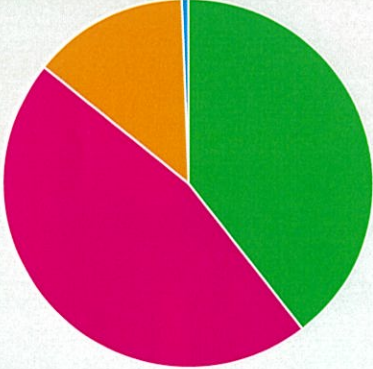
農業委員会での『目に見える農業委員会活動』を進めるため、平成22年度から「にいがた地域農業再生運動」の一環として、各農業委員会から農業委員の活動記録を報告いただき、これを4半期毎に集計し、農業委員の活動のための情報として提供しております。

今回は、**令和元年度一年間**活動内容を取りまとめました。

この取りまとめ内容を御活用いただき、「農業委員会の年間活動計画」を踏まえた、地域課題に即した農業委員会の各種活動の展開を図られるようお願いいたします。

1 集計結果総括 (集計) 農業委員・農地利用最適化推進委員 1,168 人

活動実績件数…**63,013 件**



- 〈活動区分内訳〉
- 第6条第1項事務… 24,962件 [39.6%]
 - 第6条第2項事務… 29,201件 [46.3%]
 - 第6条第3項事務… 8,607件 [13.7%]
 - 第38条意見の提出… 244件 [0.4%]

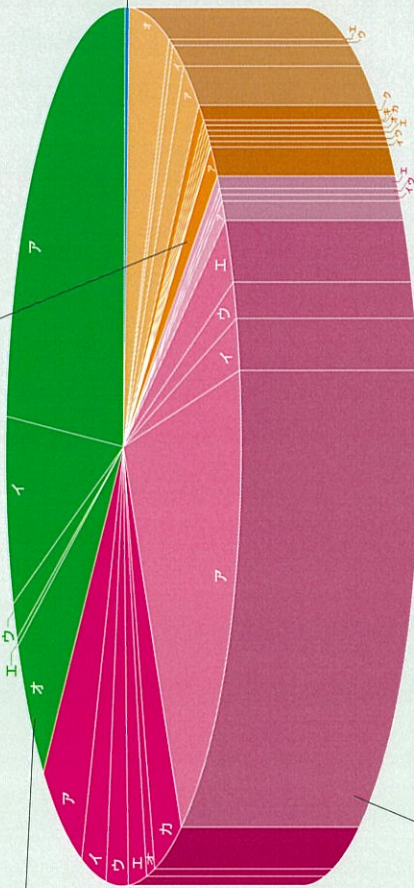
2 日頃の農業委員会の活動を記録し課題を把握し、農業委員の活動に反映を。また、年度末には、農業委員会次年度の「年間活動計画」を策定!

活動区分別集計

- 法人化その他農業経営の合理化
 - ア 農業者年金の推進 (9.8%)
 - イ 集落営農の組織化の推進 (3.1%)
 - ウ 農業経営の法人化 (1.9%)
 - エ 経営所得安定対策等の周知、活用促進 (1.7%)
 - オ 簿記、青色申告の推進 (1.6%)
 - カ 農業経営継承の支援 (1.0%)
 - キ 家族経営協定の推進 (0.5%)
 - ク その他 (6.2%)
- 農業者年金の推進
 - ア 農業一般に関する調査及び情報の提供 (18.2%)
 - イ 農業一般に関する調査活動 (18.2%)
 - ウ 全国農業新聞の普及、全国農業図書の活用 (12.4%)
 - エ 制度金融等の紹介 (3.0%)
 - オ 農業税制の紹介 (0.4%)
 - カ その他 (40.1%)

農委法第6条第3項に基づく業務
法人化その他農業経営の合理化

- 法人化その他農業経営の合理化
 - ア 総会、部会等への出席 (62.0%)
 - イ 農地の売買・貸借、転用の現地確認、事前相談等 (18.4%)
 - ウ 農地情報収集・提供、農地台帳の整備 (3.1%)
 - エ 紛争の調停・仲介(和解の仲介、相談対応等) (1.2%)
 - オ その他 (15.2%)



- 法人化その他農業経営の合理化
 - ア 農委法第6条第1項に基づく業務 (15.2%)
 - イ 農委法第6条第2項に基づく業務 (12.8%)
 - ウ 農委法第6条第3項に基づく業務 (6.9%)
 - エ 農委法第6条第4項に基づく業務 (6.5%)
 - オ 農委法第6条第5項に基づく業務 (5.6%)
 - カ 農委法第6条第6項に基づく業務 (2.3%)
 - キ その他 (8.2%)
- 農委法第6条第1項に基づく業務
 - ア 農委法第6条第1項に基づく業務 (1.6%)
 - イ 農委法第6条第1項に基づく業務 (0.7%)
 - ウ 農委法第6条第1項に基づく業務 (0.6%)
 - エ 農委法第6条第1項に基づく業務 (0.6%)
 - オ 農委法第6条第1項に基づく業務 (1.1%)

農委法第6条第1項に基づく業務
法令による農業委員会の権限事項

農委法第6条第2項に基づく業務
農地利用最適化推進

- 担い手への農地の集積・集約化
 - ア 農地の出し手・受け手の利用調整 (12.8%)
 - イ 人・農地プランの話し合い、農地利用改善団体の活動支援等 (6.9%)
 - ウ 農地の出し手・受け手の掘り起こし (6.5%)
 - エ 土地改良事業にかかる地域の合意形成の促進 (5.6%)
 - オ 農地中間管理機構との連携活動 (2.3%)
 - カ その他 (8.2%)
- 耕作放棄地の発生防止・解消
 - ア 農地ハットロール(農地利用状況調査) (41.3%)
 - イ 農地所有者等への働きかけ (4.2%)
 - ウ 農地活用相談、相談の実施 (3.0%)
 - エ その他 (5.2%)
- 新規就農・新規参入の促進
 - ア 新規就農者、新規参入者への相談対応 (1.6%)
 - イ 農地確保に向け農地所有者、地域との調整 (0.7%)
 - ウ 参入後の支援活動 (0.6%)
 - エ その他 (1.1%)



相談活動の記録が農業委員会の活動を支えます。



図は、項目変更の2020年度版(1~3月)の10,027件(18委員会)を除く、52,986件で集計。